メールアドレスは、今後も連絡に使用 情報提供システムに登録されている「登録番号」を記入してください。 しますので、必ず記入してください。 例: 豊中市(27)00\*\*、豊中市(RO1)00\*\* 等 登録番号 住宅名称 事業者名 住宅住所 豊中市 報告者名 入居開始日 平成・令和 月 В 入居戸数との差 TEL/FAX 登録戸数 メールアドレス 0戸 項目 内容 各項目の「はい」「いいえ」欄にプルダウンメニューから口を選択してください。 はいいれ根拠規定 (1) 登録住戸を他の用途に利用していない。 法1条 完了 登録事項や添付書類に変更があった場合、30日以内に市長への届出なければならな V П 法9条 完了 いことを知っている。 (3) サ高住に登録後、改修等を行った。 ✓ 法7条 完了 ①各居住部分の床面積を変更した。 €2へ進んでください **√** 法7条第1項1号 完了 25平方メートル以上あり、問題ない。 複数回答不可 床面積は25平方メートル未満だが、 複数回答不可 高齢者が共同で利用するための食堂や居間等を備えている。 床面積は18平方メートル以上ある。 П 複数回答不可 ・担当部局に相談中、又は変更届出書を提出済み。 ②構造、設備を変更した。 \_ 🛂 🕇 🔲 🗆 法7条第1項2号 完了 ■※設備内容を変更した場合は、以下に回答してください。 台所、収納設備、又は浴室を各住戸内に備えている。 V П 完了 ・台所、収納設備、又は浴室を各住戸内に備えていないが、 ✓ 完了 豊中市が定める共用基準を満たしている。 施錠可能な収納設備を住戸と同数以上設置している。 ✓ 完了 浴室を男女別かつ10住戸につき1人分の浴室を設置している。 V П 完了 (ただし、エレベータがない場合は居室のある階ごとに設置) 緊急通報装置を備えている。 (平成27年5月31日以前の登録住宅については居室内。平成27年6月1日以降に申請さ 法7条第1項9号 (追加基準) 完了 れた登録住宅については居室内・便所・脱衣室・浴室(共用部分に設置されているも のを含む)) ・担当部局に相談中、又は変更届出書を提出済み。 V 完了 ③バリアフリー構造(加齢対応構造等)を変更した。 完了 ✓ മ 基 ※バリアフリー構造適用部分 法7条第1項3号 ●床 …段差 ●居室…出入口の幅 ●居住部分の階段…段差等・手すり ●通路…幅 ●浴室…出入口の幅・広 ●便所…手すり、寝室のある階にあること さ・手すり |※バリアフリー構造を変更した場合は、以下に回答してください 登録基準を満たしている。 V П 完了 П ・担当部局に相談中、又は変更届出書を提出済み。 ✓ 完了 (4) 入居者の資格は以下のとおりで相違はない。 ⇒(5)へ進んでください 完了 V 法7条第1項4号 ・①単身高齢者か②高齢者+同居者 (高齢者には60歳未満が要介護認定、要支援認定者を含む) 入居戸数 60歳未満 b()蔵未満 0戸 単身戸数 同居戸数 未回答 要介護認定者 要支援認定者 入居者数 自立 要支援1 要支援2 要介護度1 未回答 要介護度 2 要介護度3 要介護度4 要介護度5 不明 突合エラー

## 【定期報告 記入要領】

○全ての回答に対して、プルダウンメニューから選択します。 「はい」「いいえ」の各回答に該当する場合は、図を選択、 元に戻す場合は、口を選択してください。

〇背景が黄色の項目にすべて記入してください。

注)住宅が建設中である場合や未入居のために回答できない設問がある場合は、記入できる範囲で、記入してください。

入力完了すれば、欄外の「未回答」が「完了」に変わります。

「はい・いいえ」欄の図を選択すると、メッセージが自動表示されます。表示に従って、回答してください。 ※以下の質問も同じ

- (4):「はい」の場合も、以下の人数等(背景が黄色の項目)を入 カして(5)に進んでください。
- (4) 単身戸数・同居戸数:現在入居している住戸の戸数を記入してください。

項目		<b>内容</b> 各項目の「はい」「いいえ」欄にプルダウンメニューから☑を選択してください。⇒	はい	いいえ	根拠規定	
	(5)	安否確認、生活相談サービスを以下の①~③のとおり提供している。	<b>V</b>		法7条第1項5号	完了
		以下に回答してください	$\overline{}$			
		①日中常駐しサービスを行う専門職員を配置し、人数及び総人員は登録のとおりである。	✓			複数回答不可
		②専門職員は以下のものに該当している。 確保人数	<b>\</b>			複数回答不可
		●社会福祉法人の職員 ●自ら設置する住宅を管理する医療法人の職員 ●委託を受けてサービスを提供する社会医療法人の職員 ●居宅介護サービス事業者の職員 ●有資格者 (医師、看護師、介護福祉士、社会福祉士、 介護支援専門員、ホームヘルパー1級・2級、介護職員初任者研修課程の修了者)				
		③職員が常駐していない時間帯は、緊急通報装置で把握できている。	✓			複数回答不可
		あるいは、夜間等を含め24時間、職員が常駐している。 皮間常駐人数				
	(6)	入居契約は以下の①~⑤に全て該当する。 ⇒ (7) へ進んでください	✓		法7条第1項6号	完了
			_			
		①全て書面により契約をしている。 			1	複数回答不可
		②具体の部屋番号を記載するなど、居住部分を明示した契約である。 			П	複数回答不可
		③権利金(敷引きを含む)その他の金銭を受領していない。			/\	複数回答不可
登録の基準		④入居者の同意を得ず、変更及び契約解除できない契約となっている。			^	複数回答不可
		⑤状況把握・生活相談サービス以外のサービス選択に係る説明書を交付して説明している。 (平成27年6月1日以降の登録申請住宅に対し適用)			法7条第1項9号 (追加基準)	複数回答不可
	(7)	前払金は発生していない。 ⇒(8)へ進んでください	<b>V</b>		法7条第1項6号	完了
维	(1)					
準	(1)					
準	(1)	①全て書面により契約をしている。			二、ホ	複数回答不可
準		①全て書面により契約をしている。 ②前払いした家賃等の返還債務が消滅するまでの期間を説明している。			二、ホ 法17条	複数回答不可複数回答不可
準	(1)	<u> </u>				
準		②前払いした家賃等の返還債務が消滅するまでの期間を説明している。			法17条	複数回答不可
<b>準</b>		②前払いした家賃等の返還債務が消滅するまでの期間を説明している。 ③上記期間中に契約解除、死亡等で契約終了した場合の返還額の推移を説明している			法17条	複数回答不可複数回答不可
誇大広		②前払いした家賃等の返還債務が消滅するまでの期間を説明している。 ③上記期間中に契約解除、死亡等で契約終了した場合の返還額の推移を説明している ④算定の基礎及び返還債務の金額の算定方法を明示している。			法17条 法17条 法7条第1項6号 法7条	複数回答不可複数回答不可複数回答不可複数回答不可
		②前払いした家賃等の返還債務が消滅するまでの期間を説明している。 ③上記期間中に契約解除、死亡等で契約終了した場合の返還額の推移を説明している ④算定の基礎及び返還債務の金額の算定方法を明示している。 ⑤金融機関等による保全措置がなされている。			法17条 法17条 法7条第1項6号	複数回答不可 複数回答不可 複数回答不可 複数回答不可
-   大   大   大   大   大   大   大   大   大   大	(8)	②前払いした家賃等の返還債務が消滅するまでの期間を説明している。 ③上記期間中に契約解除、死亡等で契約終了した場合の返還額の推移を説明している ④算定の基礎及び返還債務の金額の算定方法を明示している。 ⑤金融機関等による保全措置がなされている。 誇大広告は行っていない。			法17条 法17条 法7条第1項6号 法7条	複数回答不可 複数回答不可 複数回答不可 複数回答不可
- - - - - - - - - - - - - - - - - - -	(8)	②前払いした家賃等の返還債務が消滅するまでの期間を説明している。 ③上記期間中に契約解除、死亡等で契約終了した場合の返還額の推移を説明している ④算定の基礎及び返還債務の金額の算定方法を明示している。 ⑤金融機関等による保全措置がなされている。 誇大広告は行っていない。 事実に相違する表示や実際より著し〈優良で若し〈は有利であると誤認させるような表示を行ってはいけない。 入居契約は、賃貸借契約である旨、説明している。 入居契約を締結するまでに、登録事項及び契約内容に関する事項(重要事項説明・管理規程を含む)を書面を交付して説明している。			法17条 法17条 法7条第1項6号 法7条	複数回答不可模数回答不可模数回答不可模数回答不可模数回答不可
誇告止 大の 大の 約の 約 続 戦	(8) (9) (10)	②前払いした家賃等の返還債務が消滅するまでの期間を説明している。 ③上記期間中に契約解除、死亡等で契約終了した場合の返還額の推移を説明している ④算定の基礎及び返還債務の金額の算定方法を明示している。 ⑤金融機関等による保全措置がなされている。 誇大広告は行っていない。 事実に相違する表示や実際より著しく優良で若しくは有利であると誤認させるような表示を行ってはいけない。 入居契約は、賃貸借契約である旨、説明している。 入居契約を締結するまでに、登録事項及び契約内容に関する事項(重要事項説明・			法17条 法17条 法7条第1項6号 法7条 法15条	複数回答不可複数回答不可複数回答不可複数回答不可有数回答不可

項目	<b>内容</b> 各項目の「はい」「いいえ」欄にプルダウンメニューから <b>辺を選択してください。⇒</b>	はい	いいえ	根拠規定	
帳簿の備付け等	(12) 登録住宅の修繕及び改修の実施状況を帳簿に記載し保存している。	<b>✓</b>		法19条	完了
	(13) 入居者からの金銭受領の記録を帳簿に記載し保存している。	<b>V</b>		法19条	完了
	(14) 入居者に提供した高齢者生活支援サービスの内容を帳簿に記載し保存している。	<b>✓</b>		法19条	完了
	やむを得ず入居者の身体的拘束を行った場合、その態様及び時間、入居者の心身状 (15) 況、及び拘束理由を記載し保存しなければならないことを知っている。 ※該当なし	□₄	-	法19条	未回
	(16) 入居者及び家族からの苦情内容を帳簿に記載し保存している。	V		法19条	完了
	(17) サービス提供で、事故が発生した場合の状況及び処置内容を記載し保存している。	<b>▼</b>		法19条	完了
	サービス付き高齢者向け住宅の管理又は高齢者生活支援サービスの提供を委託する (18) 場合、委託事業者の称号、名称又は氏名及び住所並びに委託にかかる契約事項及び 業務の実施状況を帳簿に記載し保存している。	<b>V</b>		法19条	完了
	(19) 帳簿は各年度の末日で閉鎖し、2年間保存するルールである。	✓		法19条	完了
その他	(20) 生活保護受給者の保護費等を事業者(委託事業者を含む)が直接管理する場合は、 管理規定や契約書に基づき適正に管理している。	✓		法7条第1項9号 (基本方針)	完了
	(21) 入居者に対して以下の①~④のいずれかのサービスを提供している。	<b>✓</b>		法6条	完了
	①食事の提供、②介護(入浴、排泄、食事)、③洗濯、掃除等の家事、④健康管理				
					-

(15) (20) : 該当しない場合、「はい」「いいえ」は選択せず、 「内容」欄に"※該当なし"と入力してください。